

○財務省告示第百九十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十八年五月十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年六月九日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
一	利付国庫債券（二年）（第三百五十九回）、利付国庫債券（十年）（第二百九十一回、第二百九十二回、第二百九十八回、第三百零八回、第三百十三回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十九回及び第五十回）
二	発行の根拠 法律及びその 法律第九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する 利回りに応募した者が加算する 数値をいう。次号において同一 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。
六	発行額 額面金額で千九百九十七億円

七	八	九	十	十	十一
払	最	振	発	発	発
込	低	替	行	行	行
金	額	単	価	価	価
額	面	位	格	格	格
	金		日	日	

五万七千円
 二千万円
 内訳（別表のとおり）
 振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものと
 する。平成十八年五月十日
 平成十八年五月十日
 発行対象国債ごと、額面金額
 百円につき、次の算式により算
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十二	十三
利	の
率	経
	過
	利
	込
	み

（別表のとおり）
 募入決定の通知を受けた者は、
 払込金額に追加、次の算式によ
 り算出した金額を払込日に払
 い込むものとす。

十四	利	子
----	---	---

第十号に規定する発行日後の各
 発行対象国債の支払期は、
 算式により算出された金額を、
 当日に当たるときは、その翌営業
 日に当たるときは、その翌営業

各発行対象国債の額面金額の
 100 × 各発行対象国債の発行
 支払期日（発行日）から、
 支払期日までの期間が、
 日数（利子支払期日）が、
 第十号に規定する発行日後の各
 発行対象国債の支払期は、
 算式により算出された金額を、
 当日に当たるときは、その翌営業
 日に当たるときは、その翌営業

（（利 第二付 五十年 回）庫 ）債 ）券	（（利 第二付 四十年 回）庫 ）債 ）券	（（利 回第十 ）三年 ）庫 ）十 ）三 ）債 ）券	（（利 回第十 ）三年 ）庫 ）十 ）二 ）債 ）券	（（利 第十付 三年國 百）庫 十回） ）債 ）券	（（利 第十付 三年國 百）庫 八回） ）債 ）券	（（利 回第二 ）十年 ）庫 ）九 ）十 ）債 ）券
一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	一 ・ 三 %	一 ・ 二 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 三 %	一 ・ 三 %
二年平 日三成 月三 二十三	二年平 日三成 月三 二十三	日年平 三成 月三 二十三	十年平 日十成 月三 二十二	日年平 九成 月三 二十二	日年平 六成 月三 二十二	日十平 二成 月三 二十年
六 百 億 円	円百 八 十 八 億	十 億 円	三 十 億 円	円二 百 四 十 億	六 十 三 億 円	百 九 億 円